



日本弁理士会 常議員議長
森脇 康博

益々重要になる常議員会の役割

monthly word

今月のことば

2001年に弁理士会会則が大改正されこれまで常議員会が有していた監査権限が新設の監事会に移された結果、常議員会は独立した機関として正副会長会の委嘱事項を含む会務全般について審議する「審議機関」に生まれ変わったとされているが、一方で常議員会の職務権限が少なくなったことで役割は半減したとの見方もあるようである。しかし決してそうではないと思う。常議員会の職務権限に関しては、日本弁理士会会則第78条に次のように規定している。

- (1) 正副会長会から委嘱された事項を審議し、決議すること、
 - (2) 会則の制定、改正又は廃止に関する議案について審議し決議すること、
 - (3) 委員会の設置に関して審議し決議すること、
 - (4) 正副会長会の予算外支出又は予算超過支出に関して審議し決議すること、
- 2 議長は、会長に対し正副会長会から常議員会に委嘱された事項の審議及び議決に必要な事項に関し説明を求めることができる。
- 3 常議員は議長名をもって、正副会長会に対して意見を述べるることができる。

常議員会の職務権限が「審議」のみとは云え、上記会則第78条からも明らかなようにその内容は広範である。

また、3項の「正副会長会に対して意見を述べるることができる」点は常議員会に与えられた大きな特権である。従って常議員会は正副会長会の会務執行に対する「ご意見番」としての役割がありその責務は極めて大きい。

本年度の第3回常議員会では正副会長会よりの審議の委嘱に「役員制度改正の方向性について」と「全国に支部を設置することの方向性について」というのがあり、平成16年11月29日他の議案とともに賛成多数で可決承認され、この議案は常議員会の後、先の第2回臨時総会においても賛成多数で承認されたことは既に周知のとおりである。

弁理士の大量増員時代を迎え、全国会員の指導、連絡、監督をより効率的に行うとともに、地域での知財のニーズに対する組織的対応を可能にし、合わせて会員の弁理士会への参加意識の高揚を図るため全国にくまなく支部を設置する、というものである。従って近い将来、日本弁理士会の会組織も現在の単一会から全国支部制に移行することは避けられない状況となっている。

一方役員制度の改正で常議員会は、役員組織検討委員会の中間報告書によると、

- 1 現行常議員会の審議事項を拡大し、総会前の審議機関として確立する。
- 2 常議員会を40名から60名に増員する。
- 3 常議員会の審議事項は会則第78条の改正により定める。
- 4 常議員は、会令で定める地方選挙区の選挙により選出する、

とされており、また執行役員会の創設により執行役員会の執行理事は10分の5（過半数）を常議員から選出する、こととなるため、近い将来役員制度の改正に伴い常議員会も大きく変貌し、そうなれば常議員は日本弁理士会の真の役員として1人1人に課せられる責務と役割は増々重大となる。